

令和3年度

第7回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年10月12日

湯沢市農業委員会

第7回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年10月12日(火) 午前9時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時05分

閉会 午前9時47分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
5番	佐藤 昇	14番	藤谷 清志
6番	宮原 正明	15番	由利 幸悦
7番	沓澤 弥	16番	佐藤 栄子
8番	高橋 郁夫	17番	川崎 秀悦
9番	西村 一	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎(会長)
11番	水戸 義昭		

2) 欠席した委員

1番 高橋 忠雄

4番 麻生 良子

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席  
(午前9時05分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄

班 長 阿部 武彦

主 事 佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 使用貸借契約合意解約
- (3) 申請許可状況

3 議 案

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時5分 委員総数19名中ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、1番 高橋 忠雄 委員、4番 麻生 良子 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、14番 藤谷 清志 委員、15番 由利 幸悦 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告4件、議案3件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第7号 第1専門委員会第2回会議及び第3回会議の報告をお願いします。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、挙手)</p>
議 長	<p>2番 伊藤 秀郎 委員。</p> <p>(第1専門委員会第2回会議及び第3回会議報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第7号 第1専門委員会第2回会議及び第3回会議報告についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長  阿部班長	<p>阿部班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1賃貸借契約合意解約通知は3件、面積6,814㎡であります。解約理由は、整理番号第38号は高齢のため、整理番号第39号、40号は所有者の都合によるとなっております。</p> <p>2使用貸借契約合意解約通知は1件、面積30,789㎡であります。解約理由は第三者へ利用権設定するためであります。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。次に3申請許可状況であります。先</p>

	<p>月の転用案件は4件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条所有権移転申請番号第19号、20号、21号は9月14日付けで許可し、5条賃貸借権設定申請番号第3号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、9月28日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年10月12日提出。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、面積400㎡であります。申請事由は、経営縮小のためであります。</p> <p>次に議案書6ページから7ページをご覧ください。所有権移転は7件、面積3,147.89㎡であります。申請事由は、申請番号第22号は分家している者への贈与、申請番号第23号、26号、27号は相手方の要望による、申請番号第24号は審判による売渡し、申請番号第25号は経営縮小のため、申請番号第28号は分家している者への売買であります。申請番号第22号は贈与であります。その他の案件の売買価格については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年10月12日提出。</p> <p>議案書9ページから12ページをご覧ください。利用権設定は賃貸借権が11件、使用貸借権が2件であります。面積は63,944.91㎡であります。新規の設定は2件、申請事由はすべて経営縮小のためであります。再設定は11件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>議案書13ページから14ページをご覧ください。所有権移転は4件、面積19,964㎡であります。申請事由は、整理番号第2号、4号は経営縮小のため、整理番号第3号は農業廃止のため、整理番号第5号は審判によ</p>

	<p>る売渡しであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
3番	<p>所有権移転第5号の譲渡人が相続財産管理人であるのはどのような経緯からか。</p>
阿部班長	<p>相続人がおらず相続財産管理人が選任されたものであります。</p>
議長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第33号の利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。次に、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定によ</p>



り、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和3年10月12日提出。

初めに5条使用貸借権設定申請番号第4号について説明させていただきます。議案書16ページ、議案付属資料は8ページから12ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、地場産漆を活用した漆器の製造を行うため、申請地を借り受けて漆の木を植栽するための転用であります。

申請地は、市立三梨小学校から北西へ約2.9km、稲川総合支所から西へ約3.3kmに位置し、東側は雑種地、西・北側は原野、南側は畑に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しております。事業計画は、漆の木●本から●本を植林するものです。事業費については、苗木代等諸経費が●円、計●円であります。被害防除計画はアレルギーによる健康被害を防止するため、隣接地の境界から●m程距離を取り事業者が定期的に草刈りを行うものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地であるが、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地はなく、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないと判断しております。

次に5条使用貸借権設定申請番号第5号について説明させていただきます。議案書16ページ、議案付属資料は13ページから21ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、経営拡張に伴い既存の資材置場では手狭なため、申請地を借り受け隣接する既存資材置場と一体的に利用するための転用であります。なお、申請地には既に資材置場として一部整備、利用されており違反転用の状態ではありますが、顛末書並びに、今後は許可なく農地転用を行わないことを誓約する文書が提出されており、申請を受理しております。

申請地は、市立湯沢北中学校から北へ約2.3km、下湯沢駅から西へ約2.1kmに位置し、東・西側は道路、南側は宅地、北側は畑に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地

であることから第1種農地と判断しております。事業計画は高さ●m、土量●m<sup>3</sup>の造成工事を行い、重機置場●m<sup>2</sup>、資材置場●m<sup>2</sup>、進入通路●m<sup>2</sup>、パイプ車庫●m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費については、造成経費が●円、測量・登記経費●円、搬入費等諸経費●円、計●円であります。被害防除計画は道路に接する東側に擁壁を設け、土留工事をするものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第1種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地はなく、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないと判断しております。

次に5条所有権移転申請番号第22号について説明させていただきます。議案書17ページ、議案付属資料は22ページから27ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●m<sup>2</sup>であります。

申請内容は、譲受人は現在、申請地の隣接地に居住していますが、駐車場が手狭なため申請地を取得し新たに駐車場を整備するための転用であります。

申請地は、湯沢市役所から西へ約3.1km、市立山田中学校から東へ約0.4kmに位置し、東側は宅地、西・北側は畑、南側は道路に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しております。事業計画は、平地であることから造成工事等は行わず、駐車場●m<sup>2</sup>、通路・雪寄せ場●m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費は、用地取得費●円、造成・整地経費●円、計●円となっております。被害防除計画については、隣接地と申請地で高低差がなく崩落等の危険性がないことから特に行わないものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地であります。不許可の例外的住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えております。

次に5条所有権移転申請番号第23号について説明させていただきます。議案書18ページ、議案付属資料は28ページから33ページをご覧ください。

さい。

申請地は●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、譲受人は現在、妻の実家に居住していますが子供も成長し住居が手狭であることから、申請地を取得して新たに一般住宅を建築するための転用であります。

申請地は、湯沢市役所から西へ約2.7km、市立山田中学校から北へ約2.1kmに位置し、東・北側は道路、西側は田、南側は宅地に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しております。事業計画は、高さ●から●m、土量●㎡の造成工事を行い、住宅●㎡を建築するものです。事業費は、造成・整地経費●円、建物建設経費●円、測量・登記経費●円、計●円となっております。被害防除計画は、東側を道路と同じ高さにして法面保護し、西、南、北側も法面保護するものです。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第1種農地であります。不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えております。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、9番 西村 一 委員から報告願います。

(9番 西村 一 委員、挙手)

議長

9番 西村 一 委員。

9番

議案第34号の現地確認について報告いたします。

9月28日、10番 加藤 エリ子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。


先ほど、事務局より説明があったとおり、5条使用貸借権設定申請番号第5号については、申請地の一部に車両置き場が設置され、また、コンクリート、砂利が敷設されている状況でありました。


それ以外の案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類

<p>議 長</p>	<p>を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
<p>10番</p>	<p>議案第34号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>5条使用貸借権設定申請番号第4号については、申請に先立ち、9月7日に貸人、借人、地域の農業委員、農業委員会事務局で協議を行った。貸人、借人から隣接地の所有者の健康被害防止措置の内容と隣接地の所有者からそのことに対し同意を得たことを確認した。植栽する木の管理方法も適切であると判断された。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第31号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第34号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前9時47分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和3年10月12日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 14番 藤谷清之 

署名委員 15番 由利幸悦 